

# リスクと費用について

## お客さまが負う投資リスクについて

- 第1保険期間にご契約を解約した場合の解約返還金額などは、**積立金額の70%**となります。したがって、解約返還金額などがお払い込みいただいた保険料円貨払込金額を指定通貨に換算した保険料の累計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 金利や為替の水準により、第2保険期間移行日の解約返還金額などが、お払い込みいただいた保険料円貨払込金額を指定通貨に換算した保険料の累計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

## 為替リスクについて

- この保険には「保険料円貨払込特約(平準払用)」が付加されており、毎月一定額の保険料円貨払込金額を指定通貨に換算して保険料に充当するため、為替相場の変動により、指定通貨建の保険料は毎月変動します。
- 為替相場の変動により、「お受取時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返還金額」などが、「ご契約時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返還金額」や「保険料円貨払込金額の累計額」などを下回り、損失が生じるおそれがあります。

## 保険料払込の猶予期間とご契約の失効について

- 保険料のお払い込みには、払込期月の翌月初日から翌々月末日まで、保険料払込の猶予期間があります。猶予期間内に保険料のお払い込みがない場合には、ご契約は失効します。
- ご契約が失効した場合、ご契約を元に戻す(復活する)ことはできません。**
- 失効にともなう返還金は、失効日における当社所定の為替レートで円貨に換算して支払います。

## 費用について(この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります)

- 第1保険期間中における費用  
お払い込みいただいた保険料から、ご契約の締結・維持などに必要な費用を控除した金額が積立金として積み立てられます。また、積立金からご契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用を控除します。  
\*上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。
- 第2保険期間中における費用  
第2保険期間中、積立金からご契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用を控除します。  
\*上記の費用は、第2保険期間移行日の年齢、性別、経過期間によって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。
- 「保険料為替あんしん特約」を付加した場合、この特約の保険期間中、お払い込みいただいた保険料から最低保証為替レートを保証するための費用を控除します。  
\*上記の費用は、契約年齢、性別、契約時期、特約の保険期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。
- 「年金支払移行特約(平準払用)」を付加した場合、年金受取期間中の毎年の特約年金支払日に、受取特約年金額に対して、確定年金および10年保証期間付終身年金の保証期間中は**0.4%**、10年保証期間付終身年金の保証期間経過後および死亡時保証金額付終身年金(死亡時保証金額を含みます)は**1.4%**を負担していただきます(2022年2月現在の数値であり、将来変更されることがあります)。  
\*「目標値到達時円貨建終身保険移行特約(平準払用)」により円建の終身保険に移行した後に、「年金支払移行特約(平準払用)」を付加し、特約年金を受け取る場合は、受取特約年金額に対して、確定年金および10年保証期間付終身年金の保証期間中は**最大0.35%**、10年保証期間付終身年金の保証期間経過後および死亡時保証金額付終身年金(死亡時保証金額を含みます)は**最大1.0%**です。
- 「目標値到達時円貨建終身保険移行特約(平準払用)」を付加して円建の終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、ご契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。  
\*上記の費用は、円貨建移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。
- 「保険料円貨払込特約(平準払用)」などの特約の為替レートは、為替手数料としてTTMとの差額(50銭)を加味したレートであり、その差額はお客さまの負担となります(為替レートは、2022年2月現在の数値であり、将来変更されることがあります)。  
\*TTM(対顧客電信売相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。
- この他に外貨のお取扱いに必要な費用を負担していただくことがあります。

ご検討、お申込みに際しては、「**特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)**」、「**ご契約のしおり・約款**」などをお読みください。

「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについて説明しています。あわせてお読みいただき、大切に保管してください。ご加入商品の「ご契約のしおり・約款」については、右記のコードからご確認いただけます。

<しおり・約款用>



この保険商品のご検討に際しては、必ず販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

## 契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。野村証券の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者(生命保険募集人)の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先[第一フロンティア生命0120-765-228]までご連絡ください。

[引受保険会社]



第一フロンティア生命保険株式会社

〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1  
日比谷フォートタワー

ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

お客さまサービスセンター  
フリーダイヤル(平準払商品専用) **0120-765-228**

営業時間 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

'22年4月版

登B21F0394(2022.2.15) F5908-04 '22年3月作成

[募集代理店]

野村証券株式会社

取扱者(生命保険募集人)

No.1601/22.04

2022年4月版

商品パンフレット

# 第一フロンティアつみたて終身 (外貨建・無告知型)

予定利率変動型外貨建終身保険(低解約返還金型)



\*この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

## 健康告知なしで加入できる 終身保険です



大事なものは、早めの準備です。

保険ならではの“しくみ”を活用し、「今からできること」をはじめませんか?

# 迫り来る“人生100年時代”！ 保険のしくみ で、充実したセカンドライフに備えます。

## ポイント1

毎月、一定額の「円」を払い込み、  
外貨に換えて積み立てます

▶P3・4

- 月々1万円からの積み立てができます。  
\*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨・年齢・性別があります。
- 運用に用いる「予定利率」は、市場金利にゆるやかに連動します。

## ポイント2

一生涯の保障を準備  
また、保険料払込満了  
大きくするしくみがあり  
できます。▶P5  
後の積立金の一括受取額を  
ます ⚠ 「設計書」を必ずご確認ください。

- 死亡保険金額は、保険料払込外貨建保険料の累計額以上と  
⚠ 第2保険期間については、金利や為替の水準により、外貨建保険料の累計額を下回る場合があります。
- 保険料払込期間中の解約返還保険料払込満了後の積立金の  
金額を積立金額の70%に抑えることで、一括受取額を大きくするしくみがあります。

## ポイント3

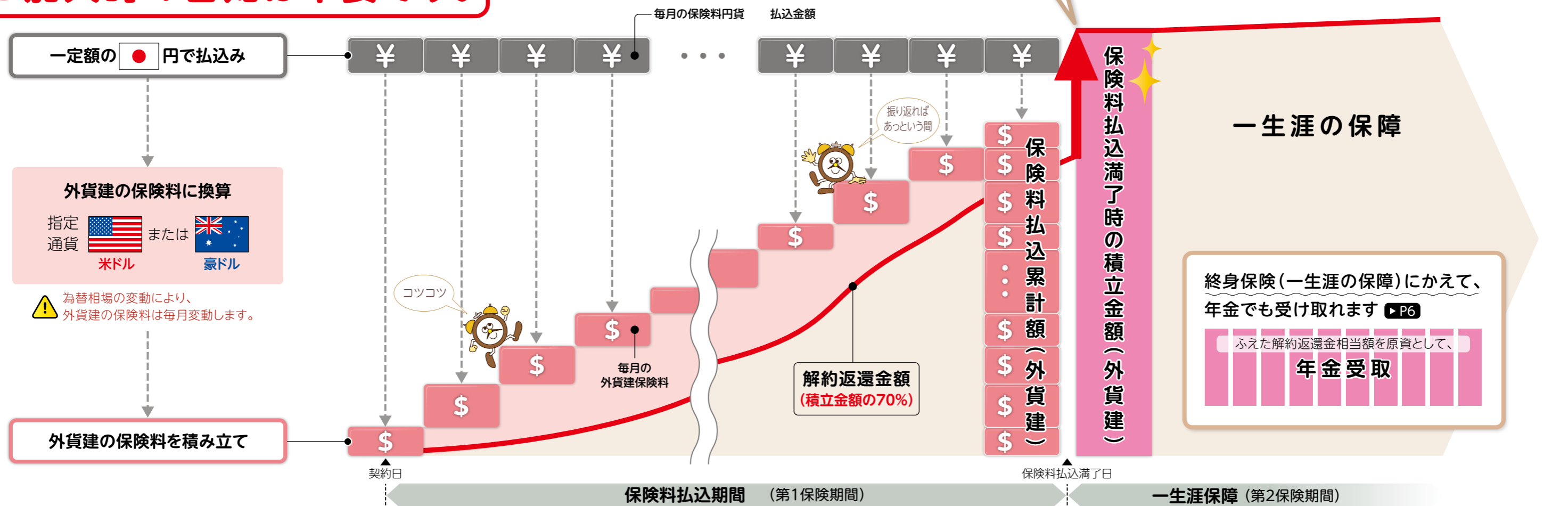
保険料払込満了後は、  
ニーズに応じて選べます

▶P5・6

- 終身保険にかえて、年金で受け取れます。
- 解約・減額して、解約返還金額(=積立金額)を受け取れます。

しくみ図(イメージ)

**ご加入時の告知は不要です。**



\*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の受取金額などを保証するものではありません。

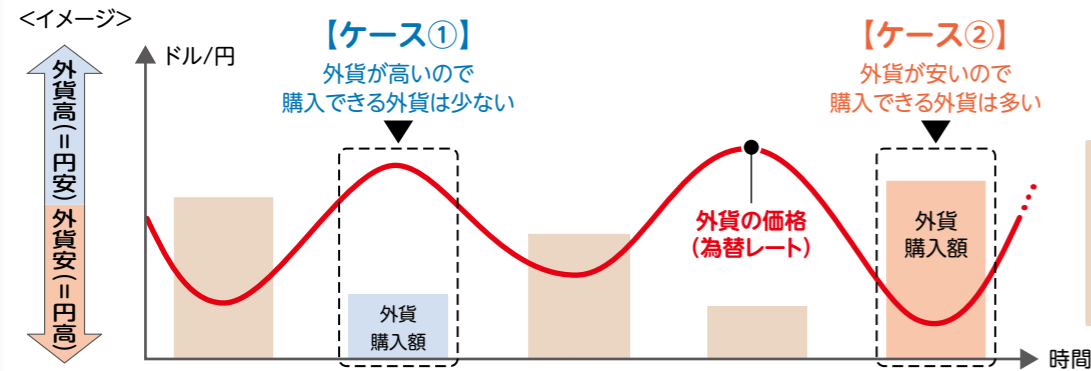
\*「積立金額」は、将来の死亡保険金を支払うために積み立てるお金(準備金)のことで、外貨建保険料の累計額とは異なります。なお、ご契約当初は外貨建保険料の累計額に対して減少しています。

**⚠ この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替の変動や、保険料払込期間中に解約した場合の解約返還金額が積立金額の70%となるしくみなどによって、損失が生じるおそれがあります。▶うら表紙**

ポイント1 毎月、一定額の「円」を払い込み、外貨に換えて積み立てます

時間  
でふやす 「一定額の円」で外貨を積み立てると・・・

- 【ケース①】外貨が高い(=円安)ときには、外貨を少なく購入します。
- 【ケース②】外貨が安い(=円高)ときには、外貨を多く購入します。

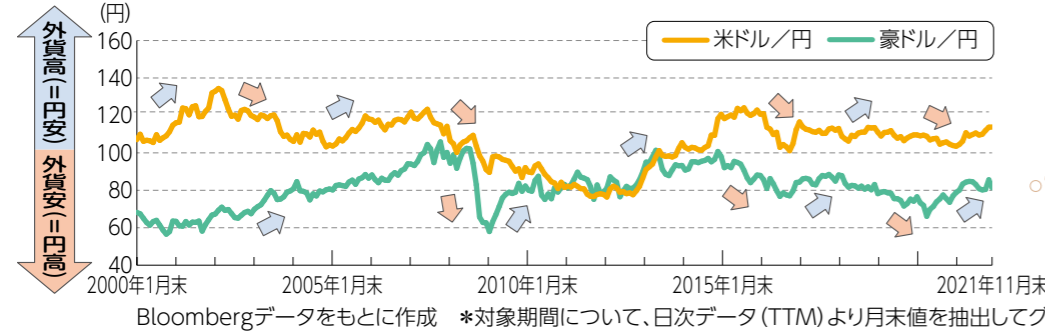


時間とともに為替変動の影響を軽減することが期待できます

この投資手法により外貨購入額の平均単価が下がり、同じ円で、より多くの外貨を購入する効果も期待できます。(ドルコスト平均法)

\*「一定額の円」での外貨購入が、将来の収益を約束したり、相場下落時における損失を防止するものではありません。

■外貨の価格(為替レート)の推移(2000年1月～2021年11月末)



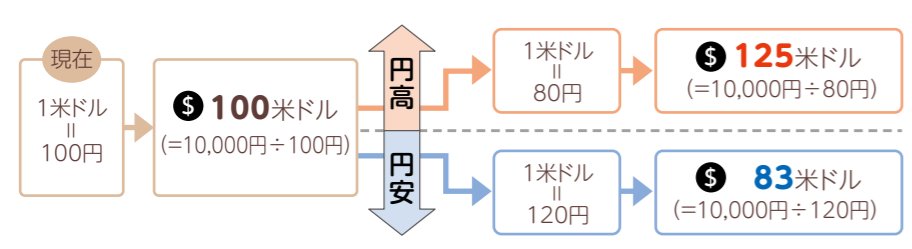
実際に、為替レートは長期で見ると、円高・円安を繰り返しています。

【ケース①】のような円安のときでも、外貨購入額(=外貨建の保険料)を減らしたくない・・・

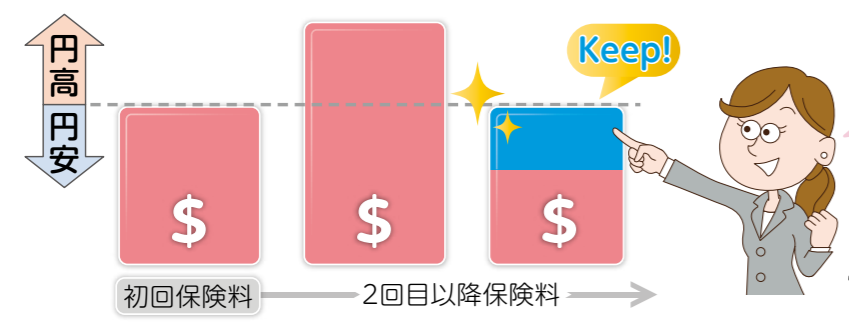
保険料為替あんしん特約

この特約を付加すると、毎月払い込む円を外貨建の保険料に換算する際の為替レートが、「円安に対して最低保証」されます。

たとえば10,000円を外貨に換算すると・・・?  
(イメージ)



この保険でも、円安になると外貨に換算した保険料は減るのね・・・



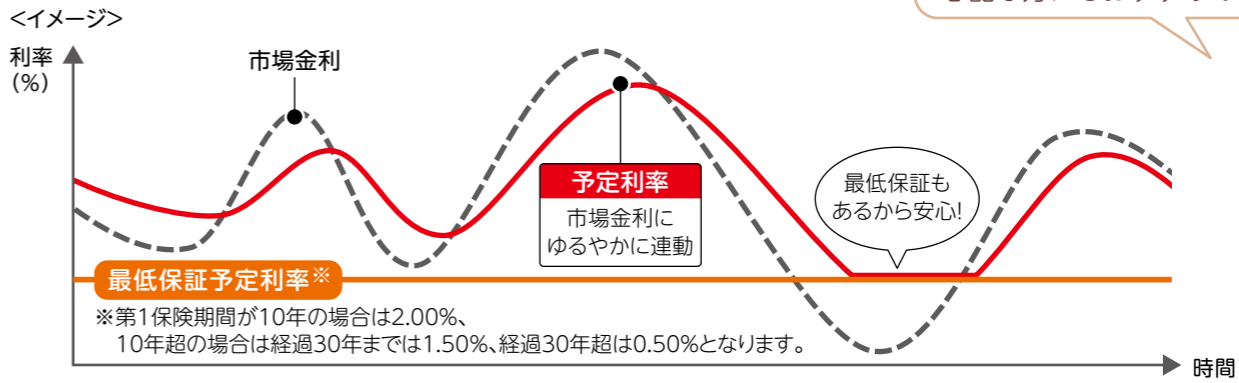
この特約を付加すれば、契約時より円安になっても、外貨に換算した保険料をキープできる期待がもてます!

特約にかかる費用を保険料から控除するため、為替水準によっては、特約を付加しない場合と比べて積み立てに充当される金額が減少します。▶ P8

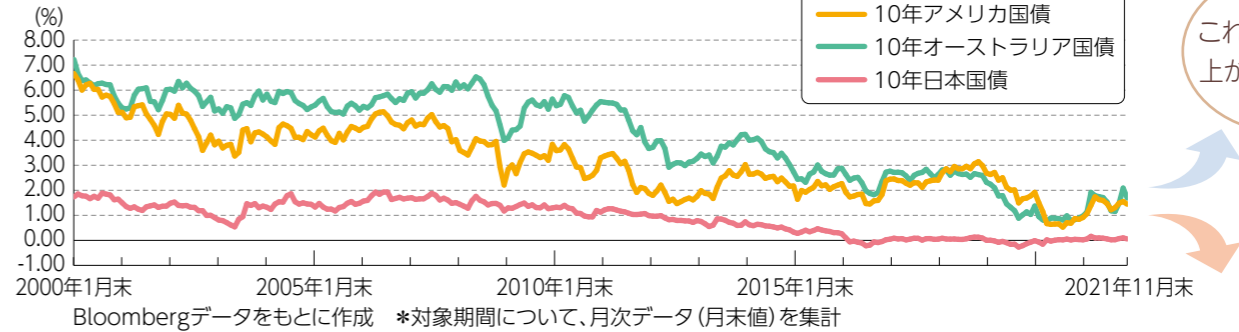
金利  
でふやす 円より高い金利で運用するだけでなく・・・

ご契約時の予定利率を固定せず、毎月更改するため、積み立てをはじめめる時期を判断する必要はありません。

「これから金利が上がるかも…」  
「今はじめて大丈夫?」と  
心配な方にもおすすめです



■10年国債利回りの推移(2000年1月～2021年11月末)

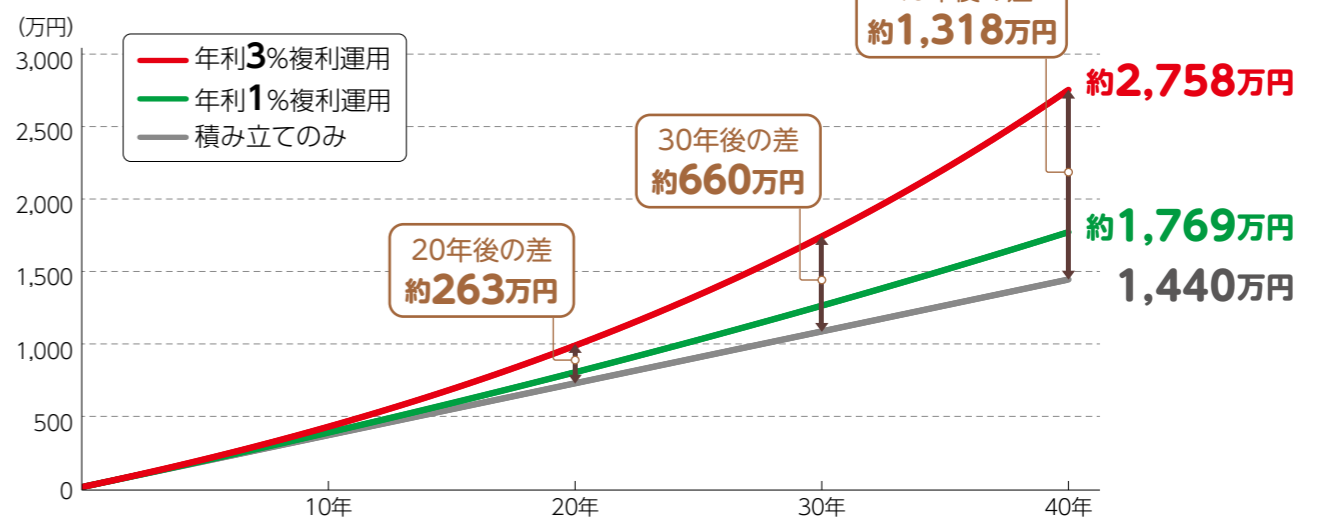


これから金利は上がる? 下がる?

時間 と 金利 を味方につけて、早く運用をスタートすることが大切です。

ポイント

<毎月3万円ずつ積み立てて運用した場合の推移>



\* 上記は、この商品のシミュレーションではなく、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、為替の変動および税金・手数料などは考慮しておりません。

ポイント2

# 一生涯の保障を準備できます。また、保険料払込満了後の積立金の一括受取額を大きくするしくみがあります

## 死亡保険金額について

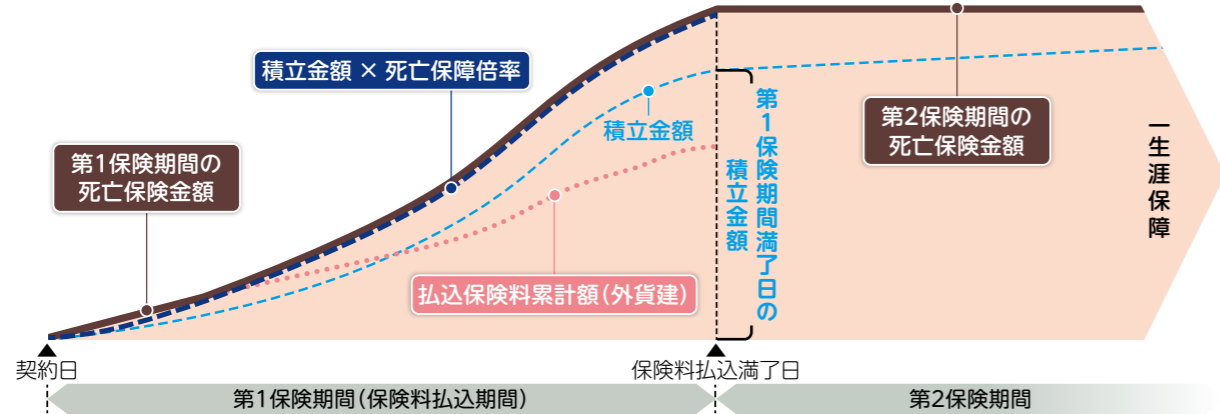
●被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。

第1保険期間の死亡保険金額	払込保険料累計額(外貨建) または $\text{積立金額} \times \text{死亡保障倍率}$ のいずれか大きい金額
第2保険期間の死亡保険金額	第1保険期間満了日の積立金額 $\times$ 死亡保障倍率 ⚠️ 第2保険期間については、金利や為替の水準により、外貨建保険料の累計額を下回る場合があります。

●生命保険金の非課税枠(500万円 $\times$ 相続税法で定める法定相続人数)(相続税法第12条)を活用できます。

\*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ適用されます。

<イメージ>



## 保険料払込満了後の受取額について

保険料払込期間中の解約返還金額を積立金額の70%に抑えることで、保険料払込満了後の積立金の一括受取額を大きくするしくみがあります。

⚠️ 「設計書」を必ずご確認ください。

## ポイント3 保険料払込満了後(第2保険期間)は、ニーズに応じて選べます

つぎの①～⑥のいずれかを選べます。(②④⑤⑥は特約の付加が必要)

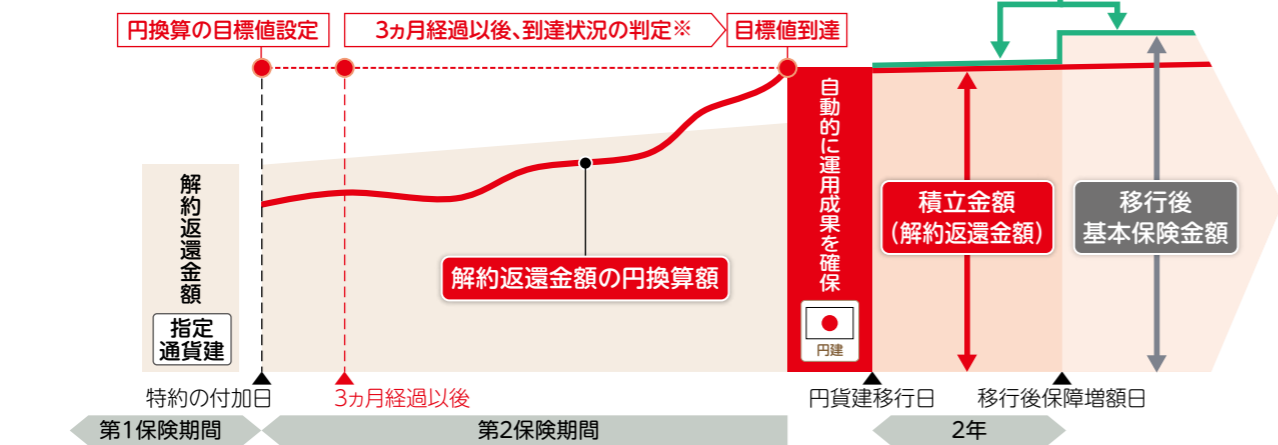
終身保険として、死亡保障を継続

### ① 外貨建の終身保険としてそのまま保有

### ② 目標値を設定し、目標到達すれば円建の終身保険に移行

<イメージ>

第1保険期間満了日の翌日に特約を付加した場合



\*判定期間は、第1保険期間満了日の翌日の3ヵ月後における月単位の契約応当日(この日後に特約を付加した場合は、その付加日)から終身とします。

\*目標値は、「この特約の付加日における解約返還金額の円換算額」に対する割合です。

\*目標値は105%または110～200%(10%きざみ)を指定できます。また、目標到達までは、目標値を何度でも変更することができます(変更時は250%、300%も指定可能)。

終身保険にかえて、一括または年金でのお受取り

### ③ 一括受取

解約返還金額を一括で受け取れます。



### ④ 確定年金

決まった期間、確実に年金を受け取れます。



\*特約年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの特約年金受取期間の未払特約年金現価をお支払いします。

### ⑤ 10年保証期間付終身年金

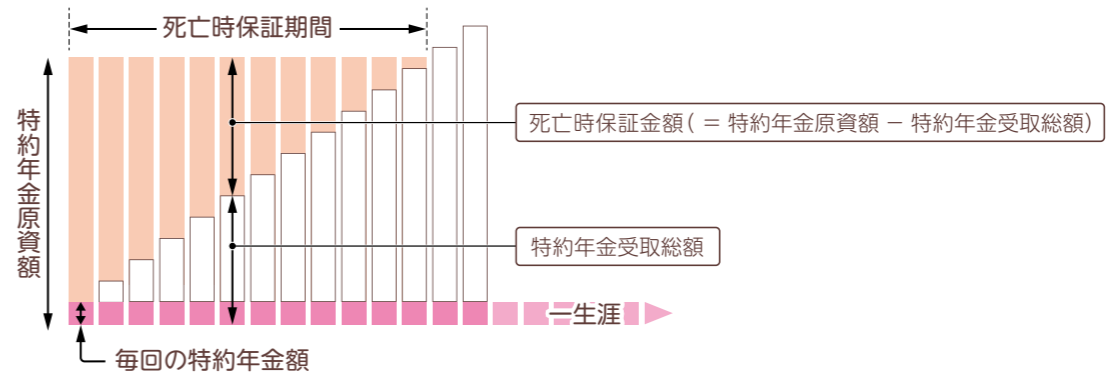
10年間の年金受取期間を確保したうえで、一生涯にわたって年金を受け取れます。



\*保証期間中に被保険者が死亡された場合、残りの保証期間の未払特約年金現価をお支払いします。  
\*早期に被保険者が死亡された場合、特約年金受取総額が特約年金原資額を下回る可能性があります。

### ⑥ 死亡時保証金額付終身年金

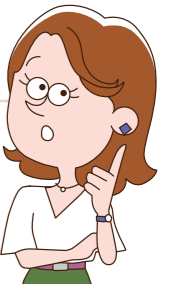
特約年金原資額までのお受取りを確保したうえで、一生涯にわたって年金を受け取れます。



\*死亡時保証期間(特約年金受取総額が初めて特約年金原資額以上となるまでの期間)中に被保険者が死亡された場合、死亡時保証金額を一括でお支払いします。

年金受取は、毎年のお受取りごとに、指定通貨または円貨を選択できます。

今年が円高だから外貨のまま受け取ろうかな...



[ご留意事項]

\*特約年金額は、特約年金支払開始日の前日の解約返還金相当額を特約年金原資額として、特約年金支払開始日における基礎率など(予定利率など)に基づいて算出されますので、特約年金支払開始日まで確定しません。

\*特約年金額が3,000米ドル、3,000豪ドル(円貨の場合は30万円)に満たない場合、および確定年金の場合で特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日の解約返還金相当額に満たない場合、この特約は付加できません(年金でのお受取りに移行できません)。

\*具体的な特約年金額の目安については、「設計書」をご確認ください。

# ご注意いただきたい項目

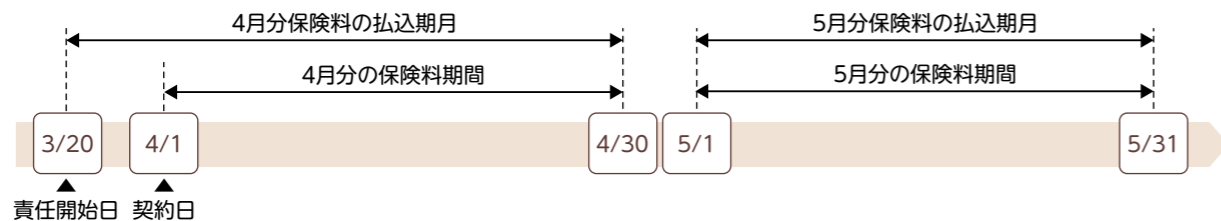
## Q1 保険契約上の保障が開始される日(責任開始日)と契約日はいつですか?

「保険料為替あんしん特約」を付加する・しない場合で、下記のとおりとなります。

保険料為替あんしん特約	保障が開始される日(責任開始日)	契約日
付加する	第1回保険料を当社が受け取った日 *払込経路が野村証券経由の場合、野村証券にて振込処理を行った日となります。	責任開始日が 属する月の翌月1日
付加しない	申込書受領日	

## Q2 保険料の「払込期月」と「保険料期間(保険料が充当される期間)」の具体的なイメージを教えてください。

例えば、責任開始日3/20、契約日4/1の場合は下記のとおりとなります。

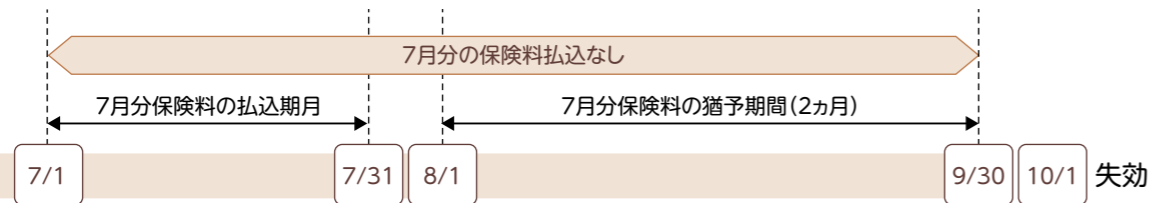


\*責任開始日は「保険料為替あんしん特約」を付加する・しない場合で異なります(Q1をご参照ください)。

## Q3 保険料払込の「猶予期間」と契約の失効について教えてください。

**!** 失効

例えば、7月分保険料の払い込みがなく、猶予期間(翌々月末日まで2ヵ月)満了により失効した場合は下記のとおりとなります。  
失効した場合、契約を元に戻す(復活)することはできません。



## Q4 契約が失効した場合の「返還金」について教えてください。

Q3の例では、7月・8月・9月分の保険料が払い込まれた前提で計算された解約返還金額から、3ヵ月分の保険料を差し引いた金額をお支払いいたします。  
なお、この「返還金」は、失効日(Q3の例では10/1)における当社所定の為替レートで円貨に換算して支払います。

## Q5 この商品における為替リスクについて教えてください。

**!** 為替リスク

主な為替リスクは下記のとおりです。

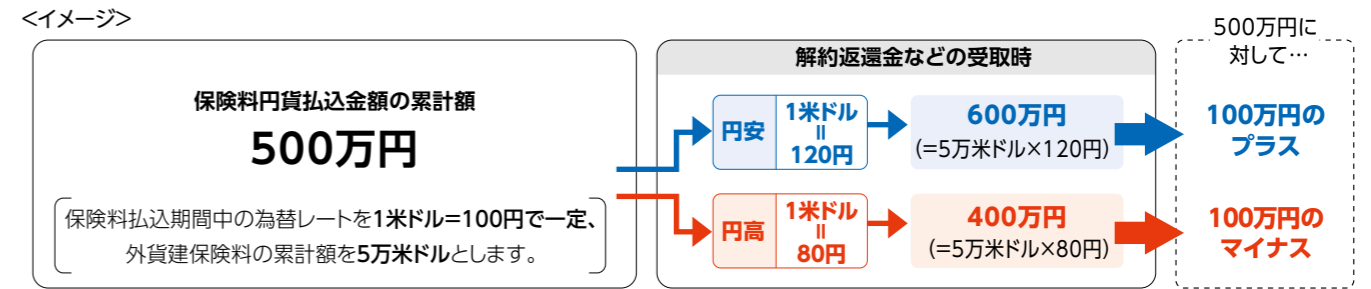
### 1 <円から外貨に換算> 外貨建の保険料が毎月変動するリスク



1では円安局面が不利  
(外貨建の保険料が減る)  
2では円高局面が不利  
(円での受取額が減る)  
になります。



### 2 <外貨から円に換算> 円での受取額が保険料円貨払込金額の累計額を下回るリスク



## Q6 この商品を、保険料払込期間中に解約した場合のリスクについて教えてください。

**!** 解約リスク

解約返還金額は積立金額の70%となるため、大きな損失が生じるおそれがあります。

\*金利や為替の水準により、保険料払込満了時の積立金額が、外貨建の保険料の累計額を下回る場合があります。

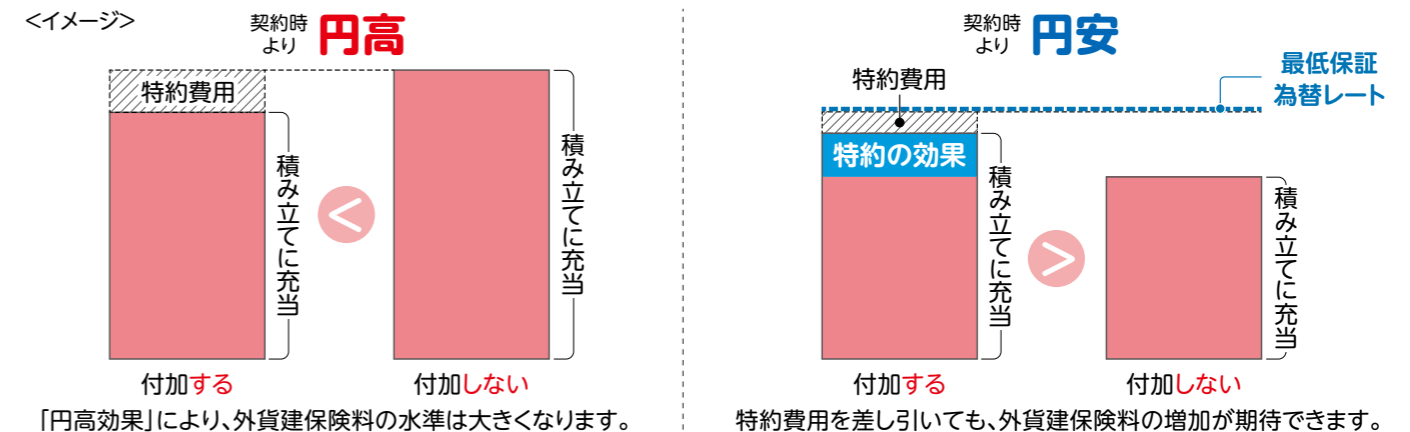
## Q7 「保険料為替あんしん特約」を付加した場合の特約費用の影響について教えてください。

**!** 特約費用

この特約を付加する・しない場合で、積み立てに充当される金額に差が出ます(特約費用の影響)。

なお、契約時に確定した特約費用は、特約の保険期間※にわたり適用されます。

\*保険料払込期間と同一の期間となります。ただし、保険料払込期間が20年を超える場合は20年となります。



- 具体的な特約費用については、「設計書」をご確認ください。
- この特約を付加する・しないにかかわらず、保険料からは、ご契約の締結・維持などに必要な費用が控除されます。

## 主なお取扱いについて

指定通貨	米ドル、豪ドル *ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨があります。																				
契約年齢	0歳～74歳(契約日における被保険者の満年齢) *ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない年齢・性別があります。																				
保険期間	終身																				
被保険者	ご契約者 *ご契約者と被保険者が異なるご契約は取り扱いません。																				
死亡保険金受取人	被保険者の配偶者または3親等内の親族から指定(複数名の指定可能)																				
死亡保険金額の限度	9億円 *金額の判定は、「保険料円貨払込金額 × 契約日から保険料払込満了日までの月数 × 死亡保障倍率」で行います。 *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の終身保険および養老保険に加入されている場合、死亡保険金額は通算して9億円を超えることはできません。																				
死亡保険金額の変更	増額	取り扱いません。																			
	減額	<table border="1"> <tr> <td>第1保険期間</td> <td>保険料円貨払込金額を減額し、第1保険期間の死亡保険金額を改め、減額部分の解約返還金額をお受け取りいただけます。ただし、減額後の保険料円貨払込金額が当社所定の金額以上あることが必要です。▶P10</td> </tr> <tr> <td>第2保険期間</td> <td>死亡保険金額を減額し、減額部分の解約返還金額をお受け取りいただけます。ただし、減額後の死亡保険金額が10,000米ドル、10,000豪ドル以上あることが必要です。</td> </tr> </table>	第1保険期間	保険料円貨払込金額を減額し、第1保険期間の死亡保険金額を改め、減額部分の解約返還金額をお受け取りいただけます。ただし、減額後の保険料円貨払込金額が当社所定の金額以上あることが必要です。▶P10	第2保険期間	死亡保険金額を減額し、減額部分の解約返還金額をお受け取りいただけます。ただし、減額後の死亡保険金額が10,000米ドル、10,000豪ドル以上あることが必要です。															
第1保険期間	保険料円貨払込金額を減額し、第1保険期間の死亡保険金額を改め、減額部分の解約返還金額をお受け取りいただけます。ただし、減額後の保険料円貨払込金額が当社所定の金額以上あることが必要です。▶P10																				
第2保険期間	死亡保険金額を減額し、減額部分の解約返還金額をお受け取りいただけます。ただし、減額後の死亡保険金額が10,000米ドル、10,000豪ドル以上あることが必要です。																				
保険料ランク	<p>毎月の保険料円貨払込金額に応じて、第2保険期間(第1保険期間満了日の翌日以後終身の期間)の一括受取額や死亡保障の水準が向上します。</p> <p>&lt;保険料払込満了時の一括受取額の返還率例&gt;          予定利率:2.50%、為替レート:1米ドル=100円          男性、40歳、指定通貨:米ドル、保険料払込期間:20年、保険料為替あんしん特約:なし</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料ランク(月額)</th> <th>保険料円貨払込金額</th> <th>払込保険料累計額(①)</th> <th>保険料払込満了時の一括受取額(②)</th> <th>返還率(②/①)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万円以上</td> <td>10,000円</td> <td>24,000米ドル</td> <td>27,829米ドル</td> <td>115.9%</td> </tr> <tr> <td>3万円以上</td> <td>30,000円</td> <td>72,000米ドル</td> <td>83,871米ドル</td> <td>116.4%</td> </tr> <tr> <td>8万円以上</td> <td>80,000円</td> <td>192,000米ドル</td> <td>224,676米ドル</td> <td>117.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>*予定利率と為替レートが一定で推移した場合のシミュレーションであり、将来のお受取額をお約束するものではありません。          *具体的な一括受取額や死亡保険金額については、「設計書」でご確認ください。</p>	保険料ランク(月額)	保険料円貨払込金額	払込保険料累計額(①)	保険料払込満了時の一括受取額(②)	返還率(②/①)	1万円以上	10,000円	24,000米ドル	27,829米ドル	115.9%	3万円以上	30,000円	72,000米ドル	83,871米ドル	116.4%	8万円以上	80,000円	192,000米ドル	224,676米ドル	117.0%
保険料ランク(月額)	保険料円貨払込金額	払込保険料累計額(①)	保険料払込満了時の一括受取額(②)	返還率(②/①)																	
1万円以上	10,000円	24,000米ドル	27,829米ドル	115.9%																	
3万円以上	30,000円	72,000米ドル	83,871米ドル	116.4%																	
8万円以上	80,000円	192,000米ドル	224,676米ドル	117.0%																	
解約	解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。																				
契約者貸付	取り扱いません。																				

## 保険料のお取扱いについて

保険料払込方法および払込経路	払込方法	初回払込経路	2回目以降払込経路
	月払	指定口座への振込	口座振替
年一括払(12回分前納)	野村証券経由		
	指定口座への振込	口座振替	
<p>*年一括払について、前納された保険料円貨払込金額を、月単位の契約応当日が到来するたびに指定通貨に換算し、毎月の保険料に充当します。</p> <p>*ご契約後に前納もでき、前納利率は、前納(残存)回数に応じて以下のとおりです。          なお、12回分・24回分など年一括払の前納のみのお取扱いとなります。          ・12回以下:0.00% &lt;割引なし&gt;          ・13回以上:残存1年以下の部分について0.00%、残存1年を超える部分について0.01%</p>			
保険料払込期間(第1保険期間)	10年～45年の1年きざみ *ただし、保険料払込満了日における被保険者の満年齢は90歳を上限とします。 *ご契約後に変更することはできません。		
保険料円貨払込金額	最低	月額1万円(1,000円単位)	
	最高	月額40万円	
保険料の変更	増額	取り扱いません。	
	減額	減額後の保険料円貨払込金額が月額1万円以上となる場合、取り扱います。	
保険料の自動貸付	取り扱いません。 *保険料の払い込みがなく、猶予期間満了を迎えた場合、自動的に保険料を立て替えて保険を継続させるしくみはありません。		
契約失効後の復活	取り扱いません。 *保険料の払い込みがなく、猶予期間満了を迎えた場合、契約は失効します。失効した場合、契約を元に戻す(復活する)ことはできません。		
保険料の払込停止・再開	取り扱いません。		
払済保険・延長保険	<p>取り扱いません。</p> <p>*保険料の払い込みを中止し、変更時の解約返還金額をもとに、保険期間を変えずに保障金額の少ない保険に変更(払済)することはできません。</p> <p>*保険料の払い込みを中止し、変更時の解約返還金額をもとに、保障金額を変えずに保険期間を短くする保険に変更(延長)することはできません。</p>		